

厚生労働省発生食 0927 第 2 号  
令和 4 年 9 月 27 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信  
( 公 印 省 略 )

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

J P A o 010 株を利用して生産されたポリフェノールオキシダーゼ



# JPAo010株を利用して生産されたポリフェノールオキシダーゼに係る 食品健康影響評価について

## 1. 趣旨

「JPAo010 株を利用して生産されたポリフェノールオキシダーゼ」については、令和4年9月9日付けでノボザイムズ ジャパン株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

## 2. 評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Aspergillus oryzae* IFO4177株を宿主とし、*Thermothelomyces thermophilus* CBS117.65株由来のポリフェノールオキシダーゼ遺伝子の導入等を行ったJPAo010株を利用して生産されたポリフェノールオキシダーゼである。

## 3. 酵素の機能

本品目は、ポリフェノールの水酸基を酸化する酵素である。

## 4. 利用目的及び利用方法

本品目は、食品中の植物由来成分の酸化を目的に、ガム等に添加される。用途及び使用形態は既存のポリフェノールオキシダーゼと相違はない。

## 5. 海外の状況

本品目は、米国では米食品医薬品局(FDA)による GRAS (Substances Generally Recognized as Safe) のリストに記載されている。

## 6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める。